

2 機関は、次の任務を遂行する。

- 1 技術的能力その他の要素を考慮し、技術協力を必要とする締約国の要請を他の締約国に遂行すること。
- 2 支援の要請について、適切な場合には、他の権限のある国際機関と調整すること。
- 3 適当な財源が利用可能であることを条件として、この議定書の締約国となる意志を宣言した開発途上国又は市場経済への移行の過程にある国がこの議定書の完全な実施を達成するために必要な措置について検討することを支援すること。

第十四条 科学的及び技術的研究

- 1 締約国は、投棄及びこの議定書に関係する他の発生源による海洋汚染を防止し、軽減し及び実現可能な場合には除去することに関する科学的及び技術的な研究を促進し、かつ、容易にするための適当な措置をとる。特に、この研究には、科学的な方法による汚染の観察、測定、評価及び分析を含む。
- 2 締約国は、この議定書の目的を達成するため、次の情報を要請する他の締約国が関連情報を利用できる機会を促進する。

- 1 この議定書に従って行う科学的及び技術的な活動及び措置

- 2 海洋の科学的及び技術的計画並びにその目的

- 3 第九条1、3に従って行つた監視及び評価により観察された影響

第十五条 責任

締約国は、他の国の環境又は他のすべての区域の環境に与える損害についての国家責任に関する国際法の諸原則に基づき、廃棄物その他の物の投棄又は海洋における焼却から生ずる責任に関する手続を作成することを約束する。

第十六条 紛争解決

- 1 この議定書の解釈又は適用に関するいずれの紛争も、交渉、仲介、調停、その他紛争当事国が選択する他の平和的手段を通じて解決する。

- 2 一の締約国が他の締約国に対して当該二の締約国間に紛争が存在することを通告した後十二箇月以内に当

該紛争を解決できない場合には、紛争当事国が千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約第二百八十七条1に定める手続の一を利用することについて合意する場合（当該紛争当事国が当該条約の締約国であるか否かを問わず、この合意を行うことができる。）を除くほか、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、附属書Ⅲに定める仲裁手続によって解決する。

3 千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約第二百八十七条1に定める手続の一を利用することについて合意に達する場合には、選択した手続に関する同条約第十五部の規定を準用する。

4 2に定める十二箇月の期間は、関係国の相互の同意により、更に十二箇月の期間延長することができる。

5 2の規定にかかわらず、いずれの国も、この議定書に拘束されることについての同意を表明する時に、事務総長に対し、自国が第三条の1及び2の規定の解釈又は運用に関する紛争の当事国となる場合には、附属書Ⅲに定める仲裁手続の手段により紛争を解決するのに先立ち、自国の同意が必要であることを通報することができ。

第十七条 国際協力

締約国は、権限のある国際機関において、この議定書の目的を促進する。

第十八条 締約国会議

1 締約国会議又は締約国特別会議は、この議定書の実施について常に検討を行うとともに、必要な場合には廃棄物その他の物の投棄及び海洋における焼却によって生ずる汚染を防止し、軽減し、及び実行可能な場合には除去するための活動を強化する方法を特定するため、その実効性を評価する。締約国会議又は締約国特別会議は、このため、次のことを行うことができる。

1 第二十一条及び第二十二条の規定によりこの議定書の改正を検討し及び採択すること。

2 この議定書の効果的な実施を促進するための事項を審議するため、必要に応じて、補助機関を設置すること。

3 専門の分野における適切な団体に対し、この議定書に関連する事項につき締約国又は機関に助言するよう要請すること。

4 海洋汚染の防止及び規制に関係する権限のある国際機関との協力を促進すること。

- 5 第九条4の規定に従って報告された情報を検討すること。
- 6 権限のある国際機関との協議の上、第八条2に定める手続（例外的かつ緊急の場合を決定する基準を含む。）並びに助言のための協議の手続及び例外的かつ緊急の場合における物の安全な海洋処分のための手続を作成し、又は採択すること。

- 7 決議を検討し及び採択すること。

- 8 必要と認める追加の措置を検討すること。

- 2 締約国は、第一回締約国会議において、必要な手続規則を定める。

第十九条 機関の任務

- 1 機関は、この議定書に関する事務局としての任務について責任を負う。この議定書の締約国であつて当該機関の加盟国でないものは、当該機関がその任務を遂行するに当たつて要した費用につき適切な拠出を行う。
- 2 この議定書の運用に必要な事務局の任務には、次のことが含まれる。

- 1 締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、一年に一回締約国会議を招集し、及び締約国の三分の二

の要請がある場合にはいつでも締約国特別会議を招集すること。

- 2 この議定書の実施及びこの議定書に基づいて作成された勧告及び手続について、要請に応じ助言を与えること。

- 3 締約国からの照会及び情報を検討し、締約国及び権限のある国際機関と協議し、並びにこの議定書に関連する問題であつてこの議定書に特に規定されていないものに関して締約国に勧告を行うこと。

- 4 締約国及び権限のある国際機関との協議の上、第十八条6に規定する手続の作成及び実施について準備し及び援助すること。

- 5 この議定書に基づいて機関が受領したすべての通知を関係締約国に送付すること。

- 6 二年に一回、この議定書の運用のための予算及び会計報告であつてすべての締約国に配布されるものを準備すること。

- 3 機関は、適当な財源が利用可能であることを条件として、第十三条2、3に規定する事項に加えて次のことを行う。

- 1 海洋環境の状況を評価することに協力すること。

- 2 汚染の防止及び規制に関係する権限のある国際機関と協力すること。

第二十條 附属書

この議定書の附属書は、この議定書の不可分の一部を成す。

第二十一條 議定書の規定の改正

- 1 いずれの締約国も、この議定書の規定の改正を提案することができる。改正案は、その改正が審議される締約国会議又は締約国特別会議の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。
- 2 この議定書の規定についての改正は、改正案を採択することを目的に召集される締約国会議又は締約国特別会議において出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択することができる。
- 3 改正は、締約国の三分の二が改正の受諾書を機関に寄託した後六十日目の日に、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。その後は、改正は、他のいずれの締約国についても、当該他の締約国が改正の受諾書を寄託した日の後六十日目の日に効力を生ずる。

- 4 事務総長は、すべての締約国に対し、締約国会議において採択された改正及びその改正が各締約国について効力を生ずる日を通報する。

- 5 この議定書の改正が効力を生じた後にこの議定書の締約国となるいずれの国も、改正を採択する締約国会議又は締約国特別会議において出席しかつ投票する締約国の三分の二が別段の合意をする場合を除くほか、改正されたこの議定書の締約国となる。

第二十二條 附属書の改正

- 1 いずれの締約国も、この議定書の附属書の改正を提案することができる。改正案は、その改正が審議される締約国会議又は締約国特別会議の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。
- 2 附属書IIIを除く附属書の改正は、科学的又は技術的検討に基づいて行い、適当な場合には、法的、社会的及び経済的要素を考慮することができる。この改正は、改正案を採択することを目的に召集される締約国会議又は締約国特別会議において出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択することができる。

- 3 機関は、締約国会議又は締約国特別会合において採択された附属書の改正を締約国に遅滞なく通知する。
- 4 7に定める場合を除くほか、附属書の改正は、改正の受諾を機関に通告した後直ちに又は当該通告が締約国会議における採択日の後百日より遅い場合には当該採択日の後百日で効力を生ずる。ただし、改正を直ちに受諾することができない旨をその百日の終わりまでに宣言する締約国については、この限りでない。締約国は、いつでも、先に行った異議の宣言に代えて受諾を行うことができるものとし、この場合において、先に異議の申し立てられた改正は、当該締約国について効力を生ずる。
- 5 事務総長は、機関に寄託された受諾書又は異議の宣言を締約国に遅滞なく通報する。
- 6 新たな附属書又はこの議定書のいずれかの規定の改正に係する附属書の改正は、この議定書のいずれかの規定の改正が効力を生ずる時点まで効力を生じない。
- 7 仲裁手続に関する附属書Ⅲの改正並びに新たな附属書の採択及び効力発生については、この議定書の規定の改正に関する手続を適用する。

第二十三条 この議定書と条約との関係

この議定書は、この議定書の締約国であつて条約の締約国であるものの間においては、条約に優先する。

第二十四条 署名、批准、受諾、承認及び加入

- 1 この議定書は、千九百九十七年四月一日から千九百九十八年三月三十一日まで、機関の本部において、すべての国による署名のため、その後は加入のため、開放しておく。
- 2 いずれの国も、次のいずれかの方法によりこの議定書の締約国となることができる。
 - 1 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。
 - 2 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し、又は承認すること。
 - 3 加入すること。
- 3 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することによって行う。

第二十五条 効力発生

- 1 この議定書は、次の要件が満たされた日の後三十日目の日に効力を生ずる。

1 少なくとも二十六の国が、第二十四条に従つてこの議定書に拘束されることについて同意を表明する
117。

2 少なくとも十五の条約の締約国が、1. 1に規定する二十六の国に含まれること。

2 1に規定する日の後に第二十四条に従つてこの議定書に拘束されることについて同意を表明した国については、この議定書は、当該国がその同意を表明した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十六条 移行期間

1 千九百九十六年十二月三十一日前に条約の締約国でなく、かつ、この議定書が効力を生ずる前か又はこの議定書が効力を生じた後五年以内にこの議定書に拘束されることについて同意を表明するいずれの国も、当該同意を表明する時に、4に定める期間を超えない移行期間において2に定める規定以外のこの議定書の特定の規定を自国が遵守することができないことをその理由とともに事務総長に通報することが出来る。

2 1の規定に基づいて行ふいかなる通報も、海洋における焼却又は放射性廃棄物若しくはその他の放射性物質の投棄に関するこの議定書の締約国の義務に影響を与えるものではない。

3 移行期間において第四条1又は第九条の一部又は全部を遵守できないことを1の規定に基づいて事務総長に通報したこの議定書の締約国であっても、当該期間においては、自国が許可を發出しなかった廃棄物又はその他の物の投棄を禁止し、附属書IIの規定に適合した許可の発給及び許可基準を確保するための行政的又は法的な措置をとるために最善の努力を払い、発給した許可について事務総長に通報する。

4 1の規定に基づいて行う通報に特定される移行期間は、当該通報の後五年を超えてはならない。

5 1の規定に基づいて通報を行った締約国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した後に開催される最初の締約国会議に、この議定書の第十三条に従つた関連する技術協力及び支援のための要請とともにこの議定書の完全な遵守を達成するための計画及び予定表を提出する。

6 1の規定に基づいて通報を行った締約国は、この議定書の完全な遵守を達成するために提出した計画を実施し、及び監視するため、移行期間中の手続及び仕組みを定める。当該締約国は、適切な措置のため、この議定書の遵守に向けた進展に関する報告書を移行期間中に開催される締約国会議に提出する。

第二十七条 脱退

- 1 いずれの締約国も、この議定書が当該締約国について効力を生じた日から2年を経過した後はいつでも、この議定書から脱退することができる。
- 2 脱退は、事務総長に脱退の通告を寄託することにより行う。
- 3 脱退は、事務総長が脱退の通告を受領した後一年又は当該脱退の通告に明記するそれよりも長い期間が経過した日に効力を生ずる。

第二十八条 寄託者

- 1 この議定書は、事務局長に寄託する。
- 2 事務局長は、第十条5、第十六条5、第二十一条4、第二十二条5及び第二十六条5に規定する任務に加えて次のことを行う。

1 この議定書に署名し又は加入したすべての国に対して、次の事項を通報すること。

- 1 新たに行われた署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託及びその署名又は寄託の

日

2 この議定書の効力発生の日

- 3 この議定書からの脱退の通告の寄託及び脱退の通告を受領した日付並びに当該脱退が効力を生ずる日

2 この議定書を署名し又は加入したすべての国に対して、この議定書の認証謄本を送付すること。

- 3 事務局長は、この議定書が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第百二条の規定に従い、この議定書の認証謄本を登録及び公表のため国際連合事務総長に送付する。

第二十九条 正文

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十六年十一月七日にロンドンで作成した。

附属書 I 投棄を検討することができる廃棄物その他の物

1 次に掲げる廃棄物その他の物については、第2条及び第3条に定めるこの議定書の目的及び一般的義務に留意し、投棄を検討することができる。

- 1 しゅんせつ物
- 2 下水汚泥
- 3 魚類残さ又は魚類の産業上の加工作業から生ずる物質
- 4 船舶及びプラットフォームその他の人工海洋構築物
- 5 不活性な地質学的無機物質
- 6 天然に由来する有機物質
- 7 主として鉄、鋼、コンクリート及び同様に無害ではあるが物理的影響が懸念される物質から構成される体積の大きな品目（但し、これらの廃棄物については、投棄以外に実行可能な処分の方法がない孤立した共同体を有する離島のような場所において当該廃棄物が生ずるような場合に限定される。）